

五ヶ瀬川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「五ヶ瀬川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、五ヶ瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加及び学識経験者のアドバイザー参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加及び学識経験者のアドバイザー参加を協議会に求めることができる。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事会の下に分科会を設置する場合がある。なお、分科会の運営、進行及び招集等の事務は分科会において行う。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 五ヶ瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務を処理するため、九州地方整備局延岡河川国道事務所及び宮崎県延岡土木事務所に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月7日から施行する。

五ヶ瀬川水系流域治水協議会 メンバー構成

機 関	所 属	役 職
延岡市		市長
高千穂町		町長
日之影町		町長
五ヶ瀬町		町長
宮崎県	総務部	危機管理局長兼危機管理課長
	県土整備部	河川課長
	県土整備部	都市計画課長
	県土整備部	都市計画課美しい宮崎づくり推進室長
延岡土木事務所		所長
西臼杵支庁		支庁長
気象庁 宮崎地方气象台		台長
延岡河川国道事務所		所長
アドバイザー	宮崎大学	杉尾名誉教授
	宮崎大学	村上教授

五ヶ瀬川水系流域治水協議会 幹事会 メンバー構成

機 関	所 属	役 職
延岡市	総務部	危機管理室長
	農林水産部	総合農政課長
	農林水産部	林務課長
	都市建設部	都市建設部長
	都市建設部	土木課長
	都市建設部	都市計画課長
	都市建設部	建築指導課長
	上下水道局	下水道課長
	消防本部	警防課長
	北川総合支所	北川総合支所長
	北川総合支所	地域振興課長
高千穂町		総務課長
		建設課長
日之影町		総務課長
		建設課長
五ヶ瀬町		総務課長
		建設課長
宮崎県	総務部	危機管理局危機管理課長補佐
	県土整備部	河川課長補佐
	県土整備部	都市計画課長補佐
延岡土木事務所		次長（技術担当）
		用地課長
		河川砂防課長
西臼杵支庁	土木課	課長
気象庁 宮崎地方气象台		防災管理官
延岡河川国道事務所		技術副所長
		河川管理課長
		調査第一課長